

ASAGA 

アサガオ法律事務所
ASAGAO Law Firm

代表弁護士



ブイ・ホン・ズオン

BUI HONG DUONG

- 弁護士・和解調停人・破産管財人
- 社外監査役として現任先 3社

学歴

ハノイ法科大学 - 経済法学部 卒業
 名古屋大学日本法教育研究センター 修了
 司法学院 弁護士コース 修了
 国家大学・法学部 - 博士課程 満期退学
 ベトナム国民経済大学 - 財務経済学部 修了

資格

- ベトナム国弁護士 2017年登録（ハノイ弁護士会所属）
- 和解調停人 2019年登録
- 破産管財人 2022年登録

セミナー・講師・著作物等

- 「ベトナム不動産投資案内」住宅新報出版・2022年（共著）
- 日本大使館にて「日本への留学・技能実習向けトラブル防止又はトラブル発生の際の注意点」のスピーカーを務めた。
- 次のような各種セミナーのスピーカーを務めた。「ベトナム投資環境」「税務査察への対応」「事例から考えるベトナム法務問題」「日系企業が直面するコンプライアンスと不祥事管理の課題及び対策」「法律事務所にしか語れない、ベトナム組織マネジメントの最適解～不正防止及びベトナム人財の有効活用」「失敗しないベトナム不動産投資（外国人がベトナムの不動産を開発、購入、賃借、取得する際に知っておきたい基礎知識）」「企業価値を高めるブランド・商品の作り方（ベトナムにおける商標の活用事例と知財侵害対策）」「ベトナム個人情報保護規制に関する対策」
- 日本商工会議所（JCCI）の主催する「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、TPP11）の締結に伴うベトナム国内の関連法令の整備」のスピーカーを務めた。
- 一橋大学法学研究科にて非常勤講師として以下の内容の講義を行った。
 「ベトナムの不動産法に関する基本知識」、「ベトナムのコーポレートガバナンス」、「ベトナムビジネス法（投資法、企業法、不動産関係法、契約・知財関係、労働法、コンプライアンス法務、贈賄防止関係）」

主な専門家の紹介



レ・ティ・マイ LE THI MAI

ベトナム国弁護士兼弁理士

使用言語：ベトナム語、英語、日本語、ドイツ語

主な取扱分野：投資、企業法務、知的財産関係業務（ミュンヘンへの留学経験あり。）、出願代行、交渉代行業務、IT関係法務、環境・エネルギー、不動産、労務、紛争解決



レ・トゥアン・アン LE TUAN ANH

ベトナム国弁護士

使用言語：ベトナム語、英語

主な取扱分野：ファイナンス（ファイナンス分析を含む。）、銀行、証券取引、M&A、経営相談・事業運営支援、契約書作成・契約交渉代理、国際取引・国際投資支援、スタートアップ法務等



盛 一也 KAZUYA MORI

日本国弁護士

ベトナム外国弁護士

アサガオ法律事務所 最高顧問（日本法）

使用言語：日本語、英語



グエン・トオルアン NGUYEN THO LUAN

国会事務所専務

アサガオ法律事務所 最高顧問（立法関係）

使用言語：ベトナム語、英語

サービスのご案内

A photograph of a modern office interior. In the foreground, a wooden desk holds several colorful books. In the background, a large, illuminated sign spells out "ASAGAO" in blue letters, with a circular logo to the right featuring a stylized figure. The office has large windows and a clean, professional atmosphere.

当事務所の強み

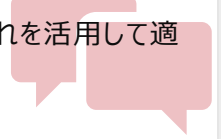
強み1 ベトナムでのビジネスをトータルサポート

法律だけではなく、クライアント様のビジネスやベトナムで実現したい事業内容を経営レベルで理解した上で、ビジネス（経済）と法律（コンプライアンス）をうまく組み合わせたビジネスモデルや問題解決策を提案できるよう努めます。



強み2 日本語が堪能な弁護士で安心

日本語が堪能なベトナム人弁護士が対応いたします。当事務所の弁護士や専門家はベトナム人であり、ベトナムの法律、市場、商習慣を誰よりもよく理解しています。また、言葉だけでなく、日本人の文化や商習慣、経営者の思いなども十分に理解し、それを活用して適切な支援を行っています。



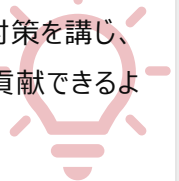
強み3 経験豊富な弁護士・専門家

長年にわたり日本の企業様をサポートしてきた法律専門家が、日本人のお客様に向けてきめ細やかな法務サービスを提供いたします。また、当事務所の弁護士は、研究者と同等のレベルで理論に精通しており、紛争解決の経験も豊富な専門家です。



強み4 コンプライアンスだけではなく、ビジネス上のアドバイスも行います

必要なコンプライアンスを遵守しつつ、クライアント様のビジネスが成長するための提案を行います。例えば、不要なライセンスの取得を避ける提案をすることでコストを削減したり、内部統制を整備することで不正対策を講じ、業務の効率化やキックバック問題の解決に貢献できるよう努めます。



お困りごと・お悩みごとの例

貴社には、次のようなお困りごと・お悩みごとはございませんか？

進出関係

進出前

- 当社は、ベトナムに進出したいのですが、事業計画や進出の目的に合致した進出形態についての知識等がなく、どのような進出形態を選ぶべきか困っています。
- 当社は、ベトナムのパートナー企業とビジネスの話を進めていますが、本格的に協力関係や共同事業を開始するためにどのような順序で行えばいいか、また、パートナー企業とうまく協業するためにどのように契約関係を作るべきかに悩んでいます。
- 当社は、早々にビジネスを展開するために、在ベトナムのローカル企業を買収（M&A）したいのですが、ベトナムのM&Aには特殊な部分があり、そのリスクに不安があります。
- 当社は、会社設立、各種ライセンスの取得、M&Aに関する手続の実施、契約体制の整備等について、ベトナムの専門家をお願いしていますが、不正確な助言が多く、実際に誤った内容で行政に申請したことによる訂正のコストが生じており、困っています。

言語の壁

進出後

- 当社では、日本人社長がベトナム人スタッフと英語などの言語でコミュニケーションをとっていますが、法律関係や会計・税務関係のような内容的に難しいものについては、理解できているか不安があります。
- ベトナムではベトナム語の文書にサインを求められることが多く、当社では、ベトナム人責任者が提出するベトナム語の書類について、内容を把握できていない場合にもサインをしていることがあり、問題が生じないか不安を感じています。

法務部の役割

進出後

- 当社では、顧問弁護士がいますが、タイムチャージが高いため、小さな問題については依頼することが難しいと感じています。
- 当社には、法務部の人間がいますが、弁護士資格を有せず、ベトナム法についての知識・経験が不足しているため、専門家の意見を聞きたいと思うことがあります。
- 当社では、法務・行政手続を担当する人間がいるものの、担当者は、法律に基づいて手続等を進めるのではなく、当局機関の担当者の意見に従うだけであり、加えて、賄賂等で解決しているようです。また、担当者は、自分が対応した業務に自信がないことから、当局の調査等（特に消防関係）がある場合には、すべて謝礼（賄賂）で解決しているようです。当社では、このような状態がコンプライアンス的に問題だと常々頭を悩ませています。

コンプライアンス関係

進出後

- 当社では、ベトナム人幹部らが、長期にわたりサプライヤー（当社仕入先）からキックバックを受けているという通報を受けてますが、エビデンスがなく、処分することができていません。
- 当社では、従業員の無責任や知識不足等で、法律違反の行為をやってしまい、その結果として当社に不利益が生じることがまあります。

所内規制の整備

進出後

- 当社では、時間も人手もないため、必要な所内規則（就業規則、財務規則、職場ルール規則、贈収賄防止規則等）を整備できていません。
- 当社では、必要な所内規則は、一応作成しているものの、内容が適切かどうかを判断できません。
- 親会社は、子会社に対してコンプライアンス関係の社内規制を導入したいのですが、子会社である当社としては、負担が重く、スタッフ達の不満の種になっています。

権限分担

進出後

- 当社では、会社の社長（最終責任者）は、日本人ですが、生産や会社の事業に集中する必要があるため、会社の管理（財務、総務、購買等）については、ベトナム人管理者に任せていますが、上手に管理できているか不安です。

内部統制

進出後

- 会社全体の状況を踏まえて内部統制の仕組みを作るべきと考えているものの時間もお金もなく、当社では、ひとまず、内部統制体制の整備・運営をベトナム人管理者に任せています。しかしながら、ベトナム人管理者は自らの都合に良いように、内部統制を運営していると感じています。
- 日本の親会社が、ベトナム子会社の内部統制の仕組みや運用の実態を把握することができず、コンプライアンス上問題ではないかと思っています。
- 当社では、違法行為や不祥事を発見しても、法に則して適切に処分することができる体制がありません。
- 当社では、業務の適正な実施に対するインセンティブ・制裁が十分に設計されていません。
- 当社では、コンプライアンスや不正管理仕組みの運用に関するチェック・監査の仕組みがありません。

事例紹介

CASE

01 ベトナムの外資規制

日本の投資家は、ベトナムでのビジネス展開のため、会社設立を含むすべての事業関連の行政手続きを、あるコンサルタント会社に依頼しました。

しかし、そのコンサルタントは弁護士ではなく、法解釈などに詳しいわけではありませんでした。

- その結果、以下のような悲惨な事態が発生しました。日本の投資家は、ベトナムでのウェブサイトを通じた商取引仲介事業とウェブサイト制作事業の2つを予定していました。しかし、コンサルタントが必要な事業登録に関する知識が不足していたため、**IT関連事業しか登録されず、仲介事業が行えない結果となりました。**
- ベトナムのIT業に適用される税制優遇措置により、通常は4年間の免税と9年間の減税が受けられます。しかし、コンサルタントはその制度を知らず、会社の投資登録証明書（IRC）の活動期間を1年のみで登録したため、**免税期間が4年から1年に短縮されてしまいました。**

行政手続きに関しても、必ず専門知識を備えた専門家に依頼されることをお勧めいたします。

CASE

02 会社設立後のアフターフォローが不十分

ベトナム現地法人の設立後には、一般的な報告義務の履行および業種別の特別な対応（個別ライセンスの取得や、特定事業活動に関する報告義務の履行）が必要です。

しかしながら、一部のコンサルタントは現地法人の設立業務のみを担当し、その後の対応については「業務範囲外である」として、会社設立後の各種対応について投資家に十分な案内を行っていません。

このような場合、**会社は行政違反により罰金を科される可能性があります。**

CASE

03 国際取引の契約の軽視

日本のビジネスマンは、「ベトナム人を信頼している」という気軽な考えで、ベトナム企業と取引を行うことがあります。そのため、取引に関する契約を締結しない、または自分で作成し、専門家の意見を確認しないことがよく見受けられます。

しかし、トラブルが発生するのはまさにそのような場合です。また、**トラブルや紛争に発展した際、契約書がなければ日本側の権利を守ることが難しく、結果としてベトナムに対して悪い印象を抱くようになることがあります。**

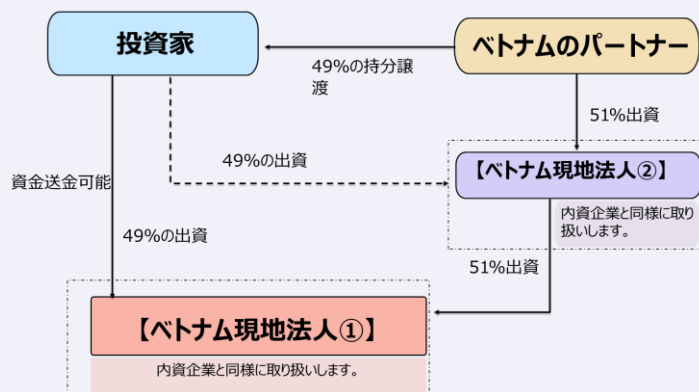
CASE

04 適切なビジネススキームの選択

ある日本の投資家は、ベトナムで外資規制のある事業を展開する予定でした。しかし、通常の進出形態で申請を行ったところ、当局から「外国投資家に対する規制の要件を満たしていない」と判断され、許可が下りませんでした。そのため、日本の投資家は2年間準備していたにもかかわらず、ベトナムでのビジネスを断念しました。

外国投資家に禁止されている事業の場合、その事業への進出は不可能です。ただし、外資規制のある事業であれば、当該事業に関する条件を満たさない場合でも、様々なビジネスモデルを組み合わせることで、問題を解決することが可能です。

たとえば、以下のビジネススキームによって、外資の扱いを内資に変更することができます。



事例紹介

CASE 01 子会社再編で事業改善

日本の会社は6年前にベトナムに子会社（X1社）を設立しました。従業員は、日本人社長1名とベトナム人従業員12名で、その中には、チーフアカウント兼総務部長であるA氏が含まれています。

X1社は、日本の親会社が製造する製品をベトナムで販売する事業を行っていますが、**設立6年目にして赤字が続き、事業の規模も拡大していませんでした。**

このため、親会社はX1社の状況を把握し、問題点を調査するために、顧問弁護士サービスを依頼しました。その結果、日本人社長とベトナム人従業員B氏が恋愛関係にあり、さらに2人が競合会社（Y1社）を保有しており、X1社の全ての利益をY1社に流していたことが発覚しました。

様々な検討の結果、**日本人社長とA氏を解雇し、不正行為によってX1社に与えた損害を日本人社長、A氏、Y1社に請求し、X1社の再編を行うことができました。**

CASE 02 社内の内部連携強化

顧問先である現地法人のX2社の日本人社長から、「**会社の従業員とコミュニケーションがうまく取れず、彼らが何をやっているかはなんとなく分かるが、実際には深いところまで管理できていない**」というご相談を受けました。

弊所の顧問弁護士は、全ての責任者や従業員へのインタビューを行い、状況を調査しました。その結果、会社のベトナム人責任者やスタッフは優秀で、会社のために尽力する気持ちを持っていることが分かりました。しかしながら、彼らの日本語レベルが高くなく、日本人の報連相といったビジネス慣習を理解していなかったため、業務を適切に遂行していたにも関わらず、日本人代表者に状況を適切に共有できていないという問題が浮かび上がりました。

日本人とベトナム人間のコミュニケーションのすれ違いはよく見られる現象です。このような場合、弁護士などの第三者を介入させることでコミュニケーションを円滑にし、内部の連携を強化することが可能です。

CASE 03 社内不正対策と改革

X3社はベトナムに大規模な製造工場を持ち、数千人のベトナム人ワーカーが働いています。11年間社長を務めた日本人が本社に帰国したため、別の日本人のB社長が後任として来越しました。B社長はタイで10年間勤務しており、アジアの文化をよく理解していましたが、ベトナムに来てから数か月で悩みを抱えることになりました。信頼できるベトナム人スタッフから、**既存スタッフの不正行為に関する情報を聞いたものの、どう解決すればよいか分からず、**赴任してからまだ数か月のため、その微妙な問題に触れてもいかどうか迷っています。

また、ベトナム人のコンプライアンス厳守に関する意識はあまり高くなく、サプライヤーからキックバックを受け取ることを当然だと考える人も少なくありません。

このような状況では、不正が発生する動機や関係性が存在していても、厳しい環境であれば不祥事に至らない可能性があります。逆に、不祥事が発生する要因が多ければ、不正行為が起こる危険性が高まります。**そのため、このような環境を改善するためには、管理者の姿勢、内部統制の整備・運営、不正に対する対策、コンプライアンス教育等といった要素を整備する必要があります。これらの取り組みを通じて、組織全体の倫理観と透明性を向上させることが求められます。**

CASE 04 合併会社の再編信頼回復

日本の会社は、ベトナムの大手企業と合併で建設関連の事業を行っています。日本側は資金と建設設計に関するノウハウを提供し、事業運営や営業関係はすべてベトナム人パートナーに任せています。しかし、パートナーから任命された**合併会社X4社の社長であるベトナム人のC氏は、人脈が豊富で営業力もあるものの、会社の管理者トップとしての役割（主にファイナンス関連）を十分に果たしていません。**日本側から合併会社X4社の会計状況などの報告を求めても、C社長は「私を信頼していないから、そのように要求しているのではないか。信頼しないのであれば、このビジネスを撤退しましょう」と言って、何も報告をしません。

当事務所では、対策方法としてC社長に十分なインセンティブを提供しながら、C社長の業務範囲や責任を明確にしました。また、日本人とビジネスをする際に必要なマナーやルールについても説明しました。単純に規制を作って「従ってください」と命令するのではなく、**その規制を守ることのメリットや、会社全体がうまくいく場合のリターンを説明することで、C社長に理解を促すことができました。**

サービスのご案内

進出支援

- 進出前の支援業務（ビジネスモデルの検討、各種規制の調査、現地パートナー企業との交渉・調整）
- 現地パートナー企業の信用調査
- 現地法人・支援・駐在員事務所の設立業務（会社の定款作成を含む。）
- 会社設立後の支援業務

契約法務

- 契約スキームの検討
- 各種契約の作成・レビュー※一般的な契約（合併契約、事業協力契約国際取引契約、請負契約、売買契約、業務委託契約）
- 契約の交渉代行業務
- 契約の日(英)越翻訳業務

M&A

- M&A候補者の紹介、事前確認
- 各種リーガル書面の作成（NDA、基本合意書）
- 法務DD
- 取引条件の交渉、M&Aに関するスキームの提案
- 譲渡契約（資産の譲渡、株・持分の譲渡）の作成、交渉代行
- 譲渡契約の債務履行支援
- クロージング手続の実施

個別ライセンスの取得

- 個別ライセンス取得に関する要件の調査、報告
- 個別ライセンスの取得支援（小売ライセンス、小売店舗設立ライセンス、お酒の製造・販売ライセンス、人材紹介ライセンス、印刷事業ライセンス、教育ライセンス、日本語教育センター活動ライセンス、幼稚園設立ライセンス、輸入ライセンス、広告ライセンス、クリニック活動ライセンス、化学販売事業ライセンス、人材派遣ライセンス等、建設活動能力証明書、食品安全証明書、ECサイトの登録証明書、旅行宿泊施設の星ランク証明書、不動産取引所ライセンス、GMP登録等）

貿易関係

- 国際貿易に関するスキームの検討
- 国境を超えるサービス提供に関する各種規制の検討、対策提案
- 貿易に関する個別ライセンスの取得（輸入ライセンス、商品の成分開示証明書、商品の品質検査証明書、商品の流通証明書）
- 不正競争への対策
- 並行輸入への対策

企業法務（顧問法務）

- 一般法務相談業務
- 法令事項についての必要な調査
- 事業拡大、事業連携等に関する法務支援
- 各種契約、法的な書面、内部規則の作成・レビュー
- ガバナンス設定、定款実施監視
- 会計法、税法、通関法等に関するアドバイス
- 税務調査、行政監査等への対応
- 交渉代行業務
- 各種クレームの対応
- 労務対応（雇用契約・就業規則等の確認、雇用契約の義務履行・終了・解除、解雇関係等）
- 法務部や、従業員へのセミナー、勉強会

不動産関係

- 不動産投資のビジネススキーム構築
- 不動産に関する各種契約の作成（不動産プロジェクト譲渡契約、不動産賃貸契約、不動産売買契約等）
- 不動産保有会社のM&A支援
- 不動産登記手続きの支援

サービスのご案内

資金調達関係

- 資金調達を行うための各種手続きの実施（IRCの変更等）
- 融資契約の作成、レビュー
- 資金調達に関する各種手続きの実施支援（長期借入の登録等）

労務

- 雇用関係に関する各種書面の整備支援
- 労務紛争の解決支援
- 雇用契約の終了や、解雇に関する問題のアドバイス
- 労働者、労働組合との協議、交渉支援業務

知財関係

- 商標、その他知的財産権の出願代行業務
- 知財侵害の権利保護
- 知財対策の提案・実施
- 知財に関するセミナー、勉強会の実施

コンプライアンス

- 不正調査支援業務
- 内部統制の整備支援
- コンプライアンス関係の各種書面の作成業務
- コンプライアンスチェック作成
- コンプライアンス研修

紛争解決・債権回収

- 債権回収に関する手段の検討
- 債権回収に関する内容証明の作成、郵送
- 和解・調停の支援
- 紛争解決方法の提案
- 紛争解決支援（仲裁・訴訟での代理を含む）

個人データ保護

- 個人データ保護のポリシーの作成
- 個人データ主体者との合意作成
- 個人データ処理影響評価の作成、提出
- 個人データの越境移転影響評価の作成、提出

撤退

- 撤退方法の検討・提案
- M&Aによる撤退の支援（候補者の紹介、交渉、協議等）

会社清算

- 会社清算の際の資産処分支援
- 税コードの閉鎖
- 清算手続きの実施（税調査の対応（税コードの閉鎖）を含む）

個人相談業務

- ビザ、ワークパミット、レジデンスカードの取得支援
- 個人に関する資格の支援業務
- 国際結婚、離婚、相続の支援



料金のご案内

【タイムチャージ方式による弁護士の費用】

4,500,000 VND (～ 200 USD) / 1時間

※具体的な対応時間等の目途につきましては、案件の種類、内容等を勘案して、個別にお見積書を提案させていただきます。

顧問料金

月額

簡易プラン

10,000,000 VND

(最大 5 時間)

月額

スタンダードプラン

20,000,000 VND

(最大15時間)

月額

アウトソースプラン

30,000,000 VND

(最大20時間)

お問い合わせ



弁護士法人 アサガオ法律事務所

代表弁護士・社外監査役 BUI HONG DUONG

E : duongbui@in-lc.net T : +84967 246 668



Hanoi Office

5F, 241-245 Hoang Quoc Viet Street, Co Nhue 1 Ward, Bac Tu Liem District, Hanoi.

Da Nang Office

2F, 15 Tran Quy Cap, Thach Thang Ward, Hai Chau District, Da Nang.



ベトナムの法律問題なら、「ベト法」で検索を

<https://betoho.vn/>

免責事項

本資料は、2024年6月時点での情報に基づいて作成したものであり、その後の法律・政策等の改正がある場合は、それに伴い、記載内容も変動があります。

作成した内容は、弊所の経験や知識に基づきますので、一般共通認識及び解釈ではないことをご了承ください。

本資料は、法的助言ではないため、個別相談がある場合には、弊所の担当弁護士まで直接お問い合わせください。

本資料を使用することにより生じた直接的、間接的に発生した損害等については、一切責任を負いませんのでご了承ください。

Leaflet Design by

Gekko Production Inc.



www.gekko-prd.com